

「「農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案」並びに「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」及び「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」の一部改正（案）についての意見・情報の募集」の結果について

令和 8 年 3 月

「農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案」並びに「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」及び「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」の一部改正（案）について、令和 8 年 1 月 5 日から令和 8 年 2 月 3 日までの期間、意見・情報の募集を実施しました。

その結果、募集期間において、2 件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見及びそれに対する農林水産省の考え方を別紙に記載しましたので、お知らせします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政への御理解、御協力よろしくお願い申し上げます。

【別紙】

提出された御意見	御意見に対する考え方
省令案第95条第3項第2号ト「使用権資産の定義」について、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」及び財務諸表等規則第8条の6と整合的である一方、会社計算規則第2条第3項第56号の用語の意義「リースの対象となる資産を使用する権利をいう。」とは異なっています。財務諸表等規則は、上場会社が金融商品取引法に基づいて財務諸表を作成する際に、用語や様式、作成方法などを定めているルールであり、用語の定義を農業協同組合法施行規則に取り込む場合、財務諸表等規則よりも会社計算規則の方が適切ではないでしょうか。	今般の農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号。以下「農協法施行規則」という。）の改正は、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等の公表を踏まえ、「使用権資産」の定義について、当該企業会計基準と整合するよう改正を行うものです。改正後の農協法施行規則第95条第3項第2号トにおける「使用権資産」の定義は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）や会社計算規則（平成18年法務省令第13号）における定義を取り込んで規定したものではありません。
省令案第131条の2第2項は、現行農業協同組合法施行規則第127条第1項第4号の内容を引き継ぐものであり、企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」第114項で要求されている通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しているリースに適用されるという理解でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。